

感染防止対策「とやま安心の宿」認証制度 申請要項

【実施団体】

富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合

【趣旨】

「富山県宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(※)」に基づいて感染防止対策を実施した施設を、「とやま安心の宿」として認証し、業界全体で旅行者が安心して宿泊施設を利用できる環境を整備する。

※業界の新型コロナウイルス対応ガイドラインを参考に、富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合が、富山県に相談し定めたもの。

【対象】

旅館業法第 3 条第 1 項に規定する許可（旅館・ホテル営業又は簡易宿泊営業）を受け、旅館業法を遵守する施設。

【受付期間】

第 1 次：7 月 1 日（木曜日）～7 月 30 日（金曜日）

第 2 次：8 月 2 日（月曜日）～8 月 31 日（火曜日）

【認証の流れ】

1. 感染防止対策「とやま安心の宿」認証に申請 ※申請者にガイドラインを送付します。
2. ガイドラインで審査日までに達成率を自己採点
3. 審査スタッフによる訪問審査 ※日程調整の上、お伺いします。
4. 感染防止対策「とやま安心の宿」認証交付

【申請方法】

(1) 郵送

チラシ裏面の応募用紙に必要事項（施設名・担当者・住所・電話番号・メールアドレス・公式ホームページアドレス）を記入の上、下記宛先にお送りください。

※お手元に、必ず控をお持ちください。

<宛先>

〒939-8063 富山市小杉 120

感染防止対策「安心の宿」認証制度運営事務局（株式会社 PCO 内）宛

(2) 応募フォーム

下記 URL もしくは QR コードから申請してください。

<https://www.yado-toyama.jp/anshin/>



【認証基準の基本原則】（一部抜粋）

- ・従業員及び宿泊者・入館者は、マスク着用、咳エチケットの励行、密閉空間での会話を控えるよう周知している。
- ・従業員と宿泊客及び宿泊客同士の接触をできるだけ避けるため、間隔を空けた待ち位置の表示をするなど、対人距離1 m以上を確保する。
- ・入口及び施設内に手指の消毒設備を設置する。
- ・窓の開閉が可能な場合は30分に1回以上、窓を開け換気する。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。窓を開放する場合は、網戸やフィルター等で害虫の侵入を防ぐ。
- ・宿泊客への定期的な手洗い・消毒を要請する。 等

※その他のチェック項目は申請受付後に郵送されるガイドラインをご確認ください。

【認証交付の基準について】

認証交付にあたっては、利用者・旅行者の信頼確保の観点から指定した重点項目は必ず実施していることを基本条件とし、かつ各チェック項目の実践状況も設定した基準を満たしていることを確認したうえで交付します。

【問合せ先】

感染防止対策「安心の宿」認証制度運営事務局（株式会社PCO内）

電話番号：076-461-5718

e-mail：anshinyado@pcojapan.jp